

鋼 船 規 則 検 査 要 領

R 編

防火構造, 脱出設備及び 消火設備

鋼船規則検査要領 R 編

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 達 第 89 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 10 月 15 日 達 第 89 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

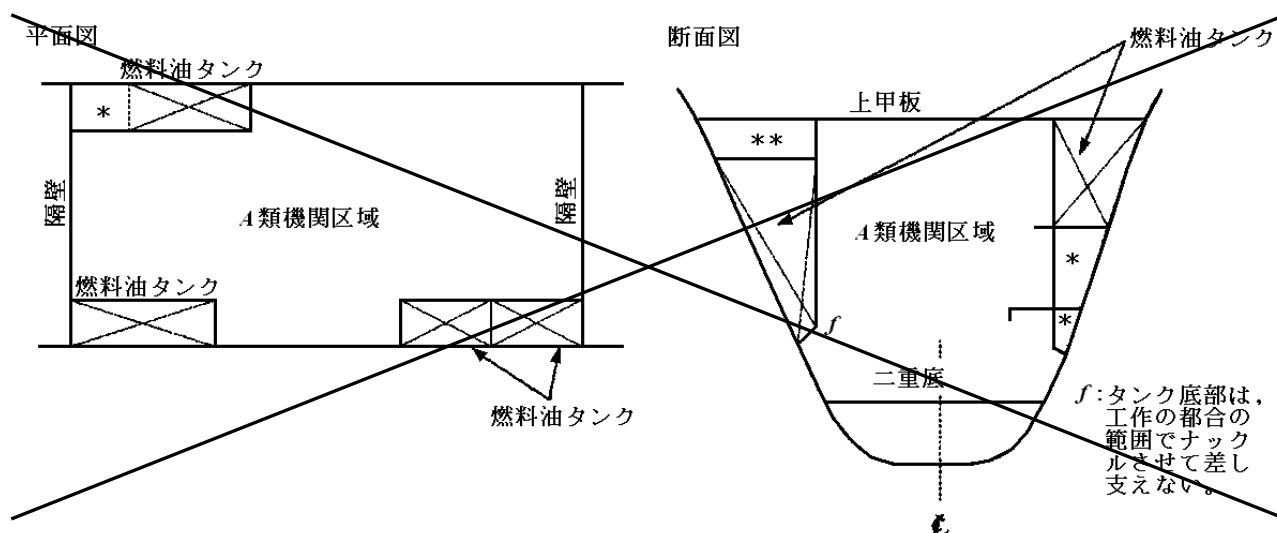
R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

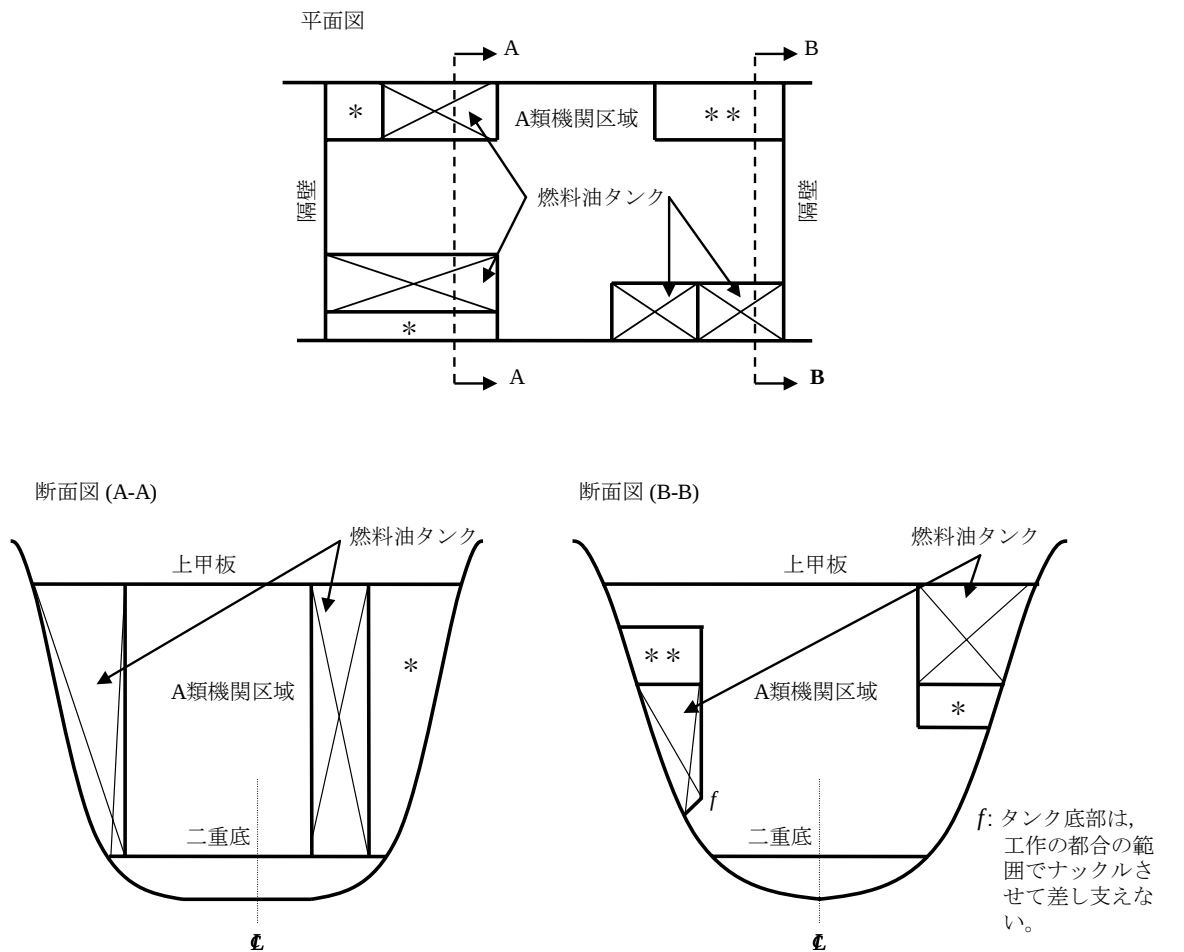
改正その 1

R4 発火の危険性

図 R4.2.2-1.を次のように改める。

図 R4.2.2-1.





注

- * : 次の要件に適合するコファダムとすること。
1. ガス密であること。
 2. 測深装置、空気管及び排水のための装置（ドレンプラグ等）が設けられていること。
 3. 燃料油タンク下部のものにあっては、十分な深さのものとし、コファダム下部には発火や延焼の危険性が高い機器等を配置しないこと。
- ** : ~~燃料油タンクの頂板が当該区域の頂部甲板と共通とならない場合は、燃料油タンクの上部又は頂部甲板と燃料油タンクの間にコファダムを燃料油タンク頂板上に十分な深さの空所を設けること。当該空所は、開口を有するものであっても差し支えない。ただし、頂部甲板と燃料油タンクの間の区画を頂板上に、空所、引火性液体用管以外の管のパイプパッセージ又は送風機室、空調機室、冷凍機室、油圧装置格納室等火災の危険性がほとんどないと考えられる補機室とすを設ける場合、上記コファダム空所を設ける必要はない。この場合、当該区域のA類機関区域に面する仕切りは鋼製のガス密構造とし、戸は自動閉鎖戸とすること。~~

附 則（改正その1）

1. この達は、2010年10月15日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

R18 ヘリコプタ施設

R18.2 適用

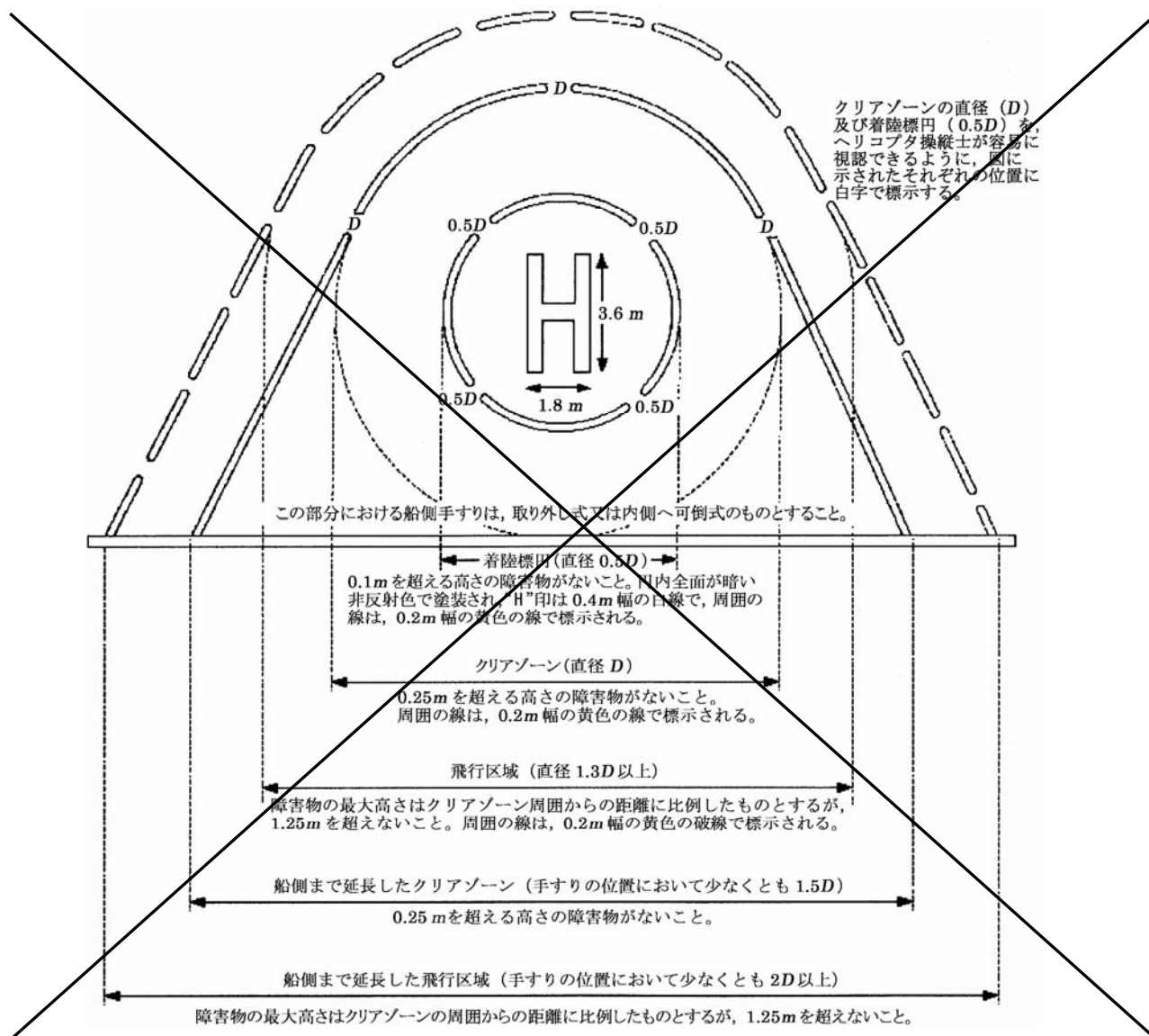
R18.2.1 を次のように改める。

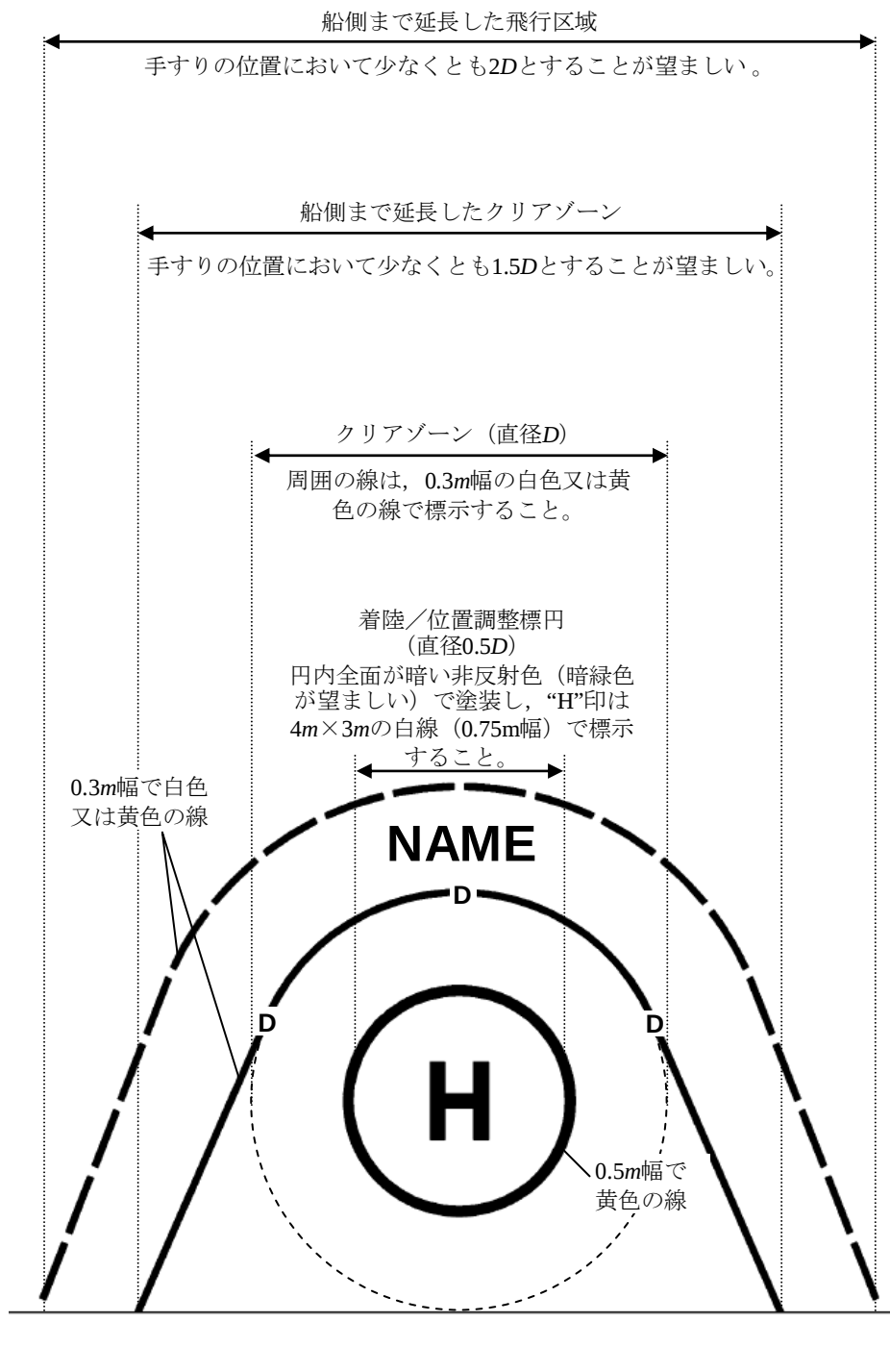
R18.2.1 適用

本章でいう「ヘリコプタ甲板」に対する要件の適用に際しては、図 R18.2.1-1.、図 R18.2.1-2.、及び、図 R18.2.1-3.及び図 R18.2.1-4.に示されたような例を原則とする。

図 R18.2.1-1.を次のように改める。

図 R18.2.1-1. 船側におけるヘリコプタ着陸甲板の例



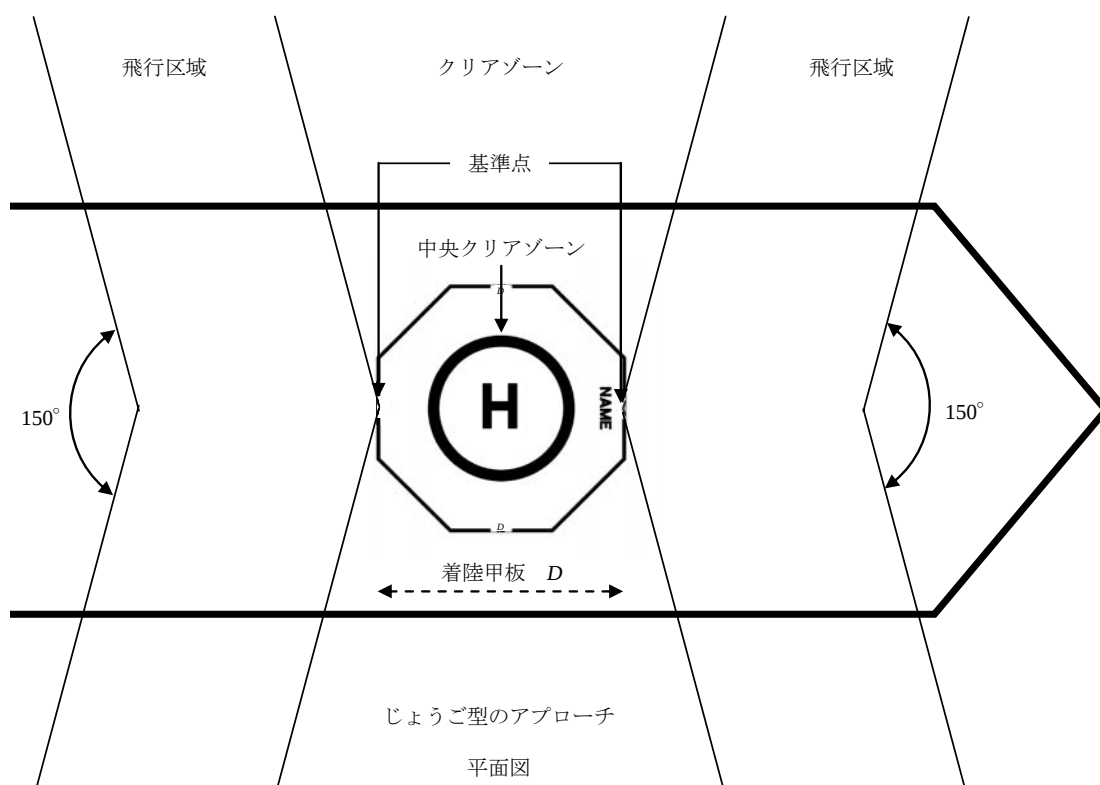


(備考)

1. クリアゾーンの直径 (D) を, ヘリコプタ操縦士が容易に視認できるように, 切り捨ての整数 (m) で図に示されたそれぞれの位置に $0.6m$ の高さで白色で標示する。クリアゾーンの直径は回転翼を含めたヘリコプタの全長以上とすること。
2. 実行可能な場合, 船名は対比色 (白色が望ましい) で飛行区域内の船体中心線側に少なくとも $1.2m$ の高さで標示すること。

図 R18.2.1-2. ~~船側から障害物なしに交通できない~~船の中心線付近における
着陸甲板の例





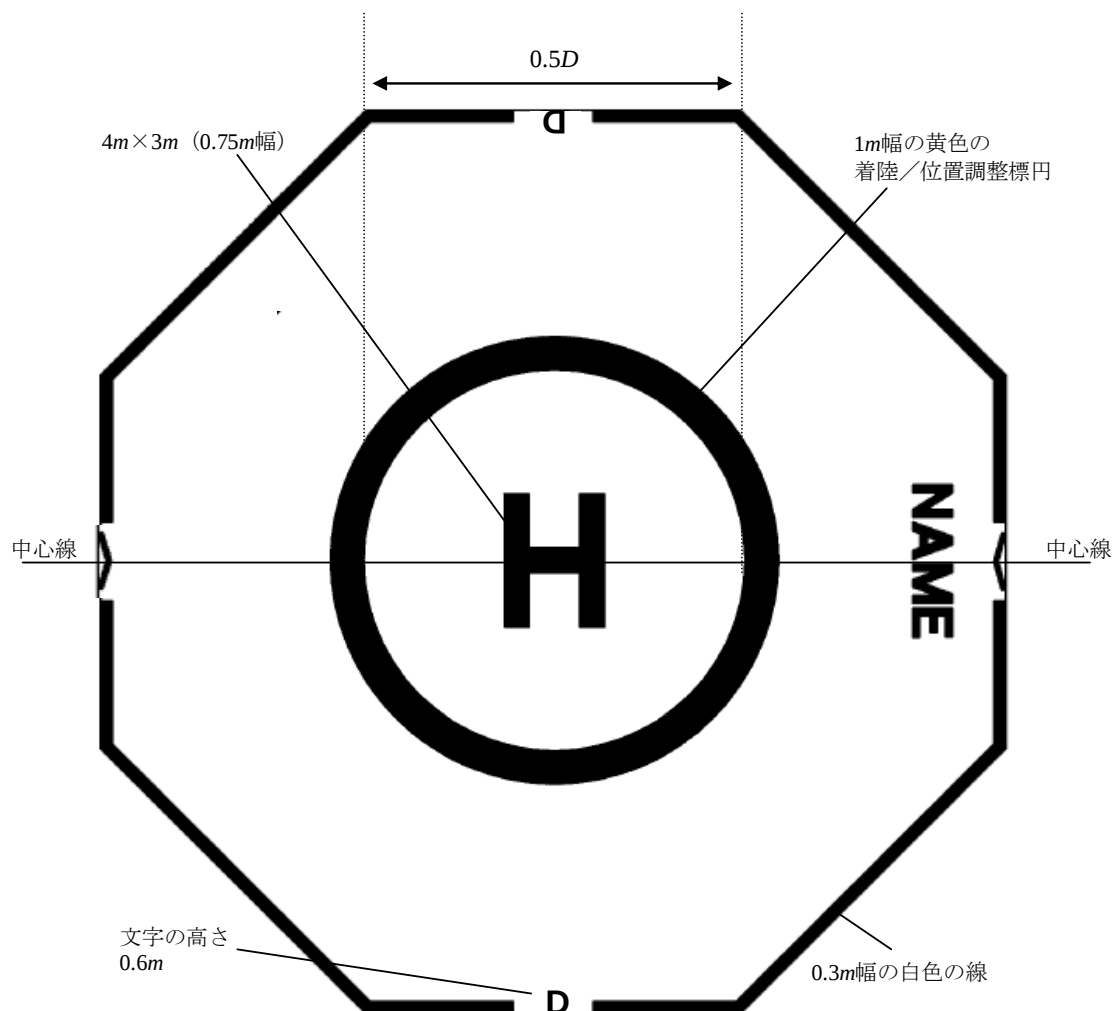
D: ヘリコプタの全長

(備考)

1. 船側に設置できない場合，船の中心線付近に設置することができる。
2. 着陸区域の外周における中心線上に障害物制限区域の基準点を設ける。

図 R18.2.1-3.を図 R18.2.1-4.と改め、図 R18.2.1-3.として次の図を加える。

図 R18.2.1-3. 船の中心線付近における着陸甲板の標示の例

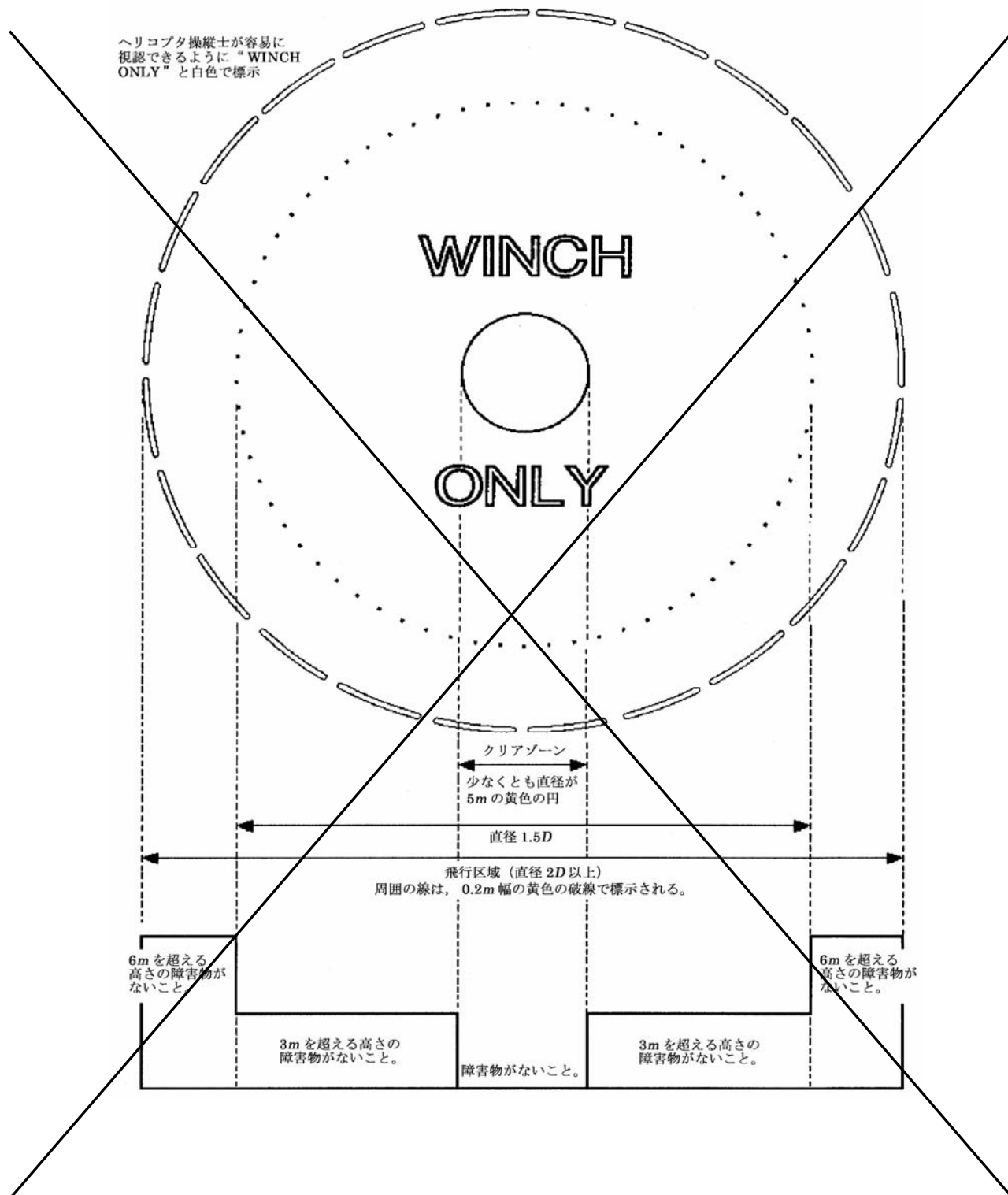


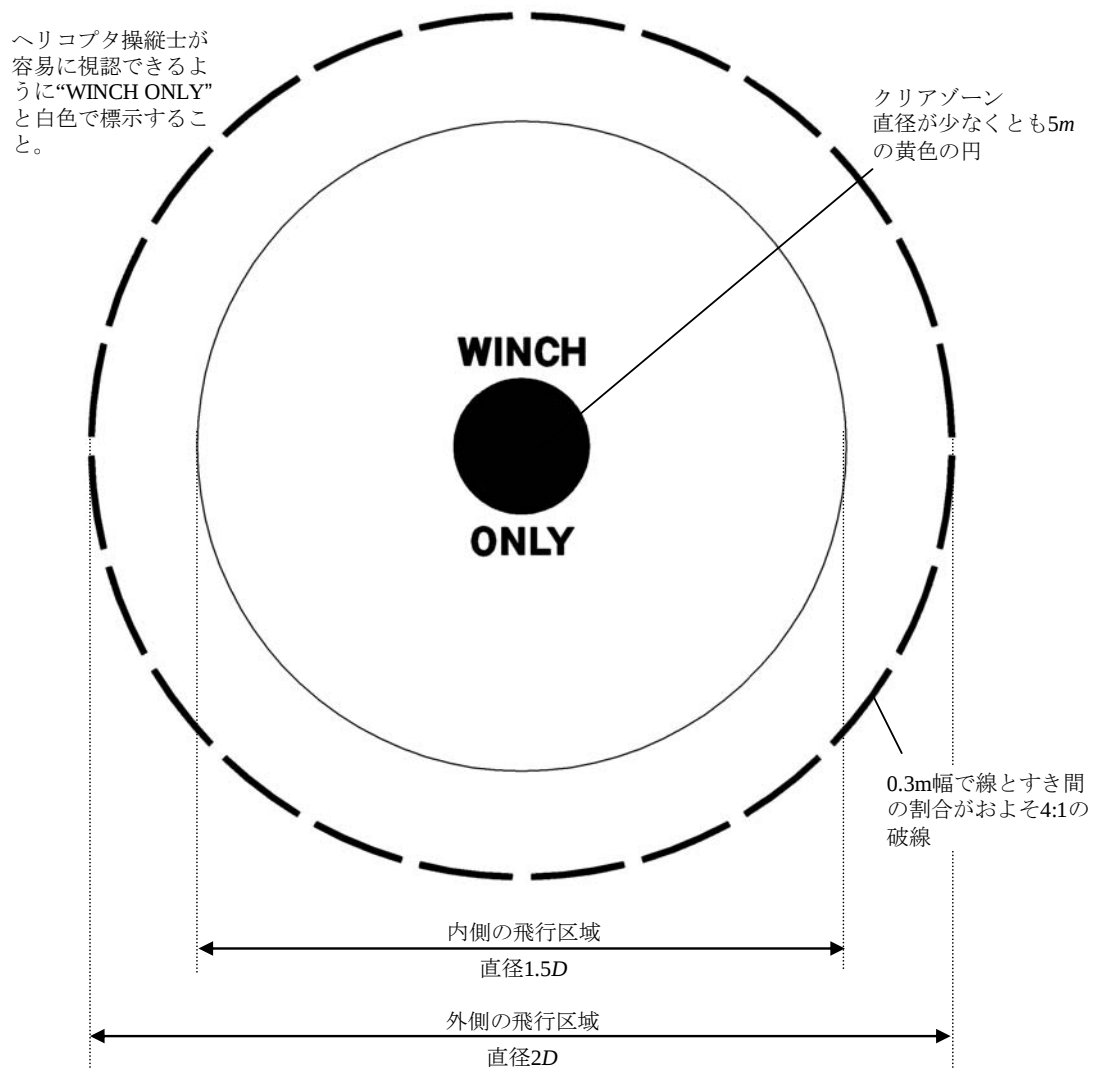
(備考)

1. 着陸甲板内全面を甲板との対比色（暗緑色が望ましい）で塗装すること。
2. 着陸甲板の直径（ D ）を、ヘリコプタ操縦士が容易に視認できるように、切り捨ての整数（ m ）で図に示されたそれぞれの位置に $0.6m$ の高さで白字で標示する。着陸甲板の直径は回転翼を含めたヘリコプタの全長以上とすること。
3. 実行可能な場合、船名は対比色（白色が望ましい）で着陸甲板内に中心線に交差するように、文字は少なくとも $1.2m$ の高さで標示すること。

図 R18.2.1-4.を次のように改める。

図 R18.2.1-~~34~~. ウィンチング操作するヘリコプタ甲板の例





(備考)

1. 外側の飛行区域の標示は黄色の破線とすること。
2. 内側の飛行区域の標示は 0.1m 未満の細い線で標示してもよい。
3. “WINCH ONLY” の文字は 2m から 5m の高さで標示することが望ましい。

R18.5 消火

R18.5.1 消火装置

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 18.5.1(3)(a)の規定において、~~泡放射装置のモニタの~~射程能力（泡の最大到達距離）は、~~無風状態における能力の 75%をヘリコプタが着陸できる最悪の気象条件下における能力とみなし、~~図 R18.2.1-1.から-34.に示すクリアゾーン飛行区域の全ての個所に達するものとする。ただし、固定式の泡放射装置にあっては、無風状態における能力の 75%をヘリコプタが着陸できる最悪の気象条件下における能力とみなし、上記の個所に達するものとする。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2011 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。